

北海道告示第 10694 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15、第 21 条の 5 の 20 又は第 21 条の 5 の 24 若しくは第 24 条の 9、第 24 条の 14 又は第 24 条の 17 の規定により、次のとおり障害児通所支援事業所若しくは障害児入所施設を指定又は取消するとともに、廃止又は辞退の届出を受理した。

なお、「次のとおり」については、北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課並びに各総合振興局及び振興局に備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jidoushitei.html>）から閲覧することができる。

令和 6 年（2024 年）4 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道